

『きっとみつかる「糸島しごとさがし」』Webサイト利用・運用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、糸島市がインターネット上に公開する『きっとみつかる「糸島しごとさがし」』Webサイト（以下「本サイト」という。）の利用及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地元企業 糸島市内に勤務地を有する企業、事業所
- (2) 登録企業 本サイトに自社の求人情報及び企業情報等（以下「登録情報」という。）を登録・公開する地元企業
- (3) 閲覧者 インターネットから、本サイトを閲覧し、又は本サイトの情報を利用する者

(運用目的)

第3条 本サイトは、次の各号に掲げる事項を目的として運用する。ただし、職業安定法に規定する職業紹介に該当するものではない。

- (1) 求職活動を行う市民及び糸島市内での就労を目指す市外の求職者に、地元企業が自社の企業情報や求人情報を発信することにより、糸島市内へ就職を誘導する。
- (2) 登録企業及び閲覧者（以下「利用者」という。）が自らの責任において行う求人、求職活動を支援する。

(禁止事項)

第4条 利用者は、本サイトの利用に際して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本サイトの目的を逸脱して利用する行為
- (2) 著作権、商標権、プライバシー権等他人の権利を侵害する行為
- (3) 個人及び企業、事業所を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為及び犯罪に関連する行為
- (5) 営業を目的とした情報提供、収集等の行為
- (6) 本サイトの運営を妨げる行為、又は糸島市の信頼を毀損する行為
- (7) その他法令等に違反する行為

(登録の要件)

第5条 本サイトに登録できる地元企業は、求人活動を行っている、又は求人活動を行う見込みである者で、次の各号の全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 労働基準法や職業安定法等の法令を遵守していること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号又は第6号に規定する暴力団又は暴力団員等（以下「暴力団等」という。）が事業を営んでいないこと、

及び暴力団等と関係を有していないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規定する事業を営んでいないこと。

(4) 特定の宗教及び教団に関わる事業を営んでいないこと。

(5) 特定の政党その他の政治団体の利害に関する者ではないこと。

(6) その他糸島市長（以下「市長」という。）が適当でないと認めた者ではないこと。

（登録の申請）

第6条 本サイトへ情報を登録しようとする地元企業は、前条各号の全ての要件を満たし、本規約をすべて承諾した上で、本サイトの登録申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

（登録の可否）

第7条 市長は、前条の規定による申込書を受けたときは、第5条各号の要件を確認の上、登録の可否を決定する。

2 市長が前項の決定を行ったときは、その地元企業に対し、結果を通知する。

（情報の登録及び変更）

第8条 登録企業は、自社の登録情報を市長へ提出するものとし、事実と異なる情報を提出してはならない。

2 市長は、登録企業から提出された登録情報を速やかに本サイトに登録する。

3 登録企業は、登録情報の内容に変更が生じた場合は、速やかに当該変更に係る内容を市長へ報告しなければならない。その場合、市長は、速やかに登録情報を変更する。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録企業の承諾を得ることなく登録情報を修正、削除又は抹消できる。

(1) 登録企業が廃業したとき。

(2) 登録企業が第4条に該当する行為を行ったと市長が認めたとき。

(3) 登録企業が第5条の要件を満たしていないと市長が認めたとき。

(4) その他登録情報が明らかに事実と異なると市長が認めたとき。

（登録情報の取扱）

第9条 市長は、登録企業等から提供を受けた情報について、運用目的の範囲で利用するとともに、厳重に管理し、不正アクセス及び改ざん防止対策について、対応を講じる。

（登録情報の活用）

第10条 市長は、本サイトへ登録された情報を、ソーシャル・ネットワーキング・サービスや、他の情報媒体を利用して情報発信をすることができる。

（登録料及び利用料）

第11条 本サイトの登録料及び利用料は無料とする。ただし、登録及び利用に必要な機器に関する費用及び通信費は、全て利用者の負担とする。

（利用者の責任及び損害賠償等）

第12条 利用者は、自己の判断と責任のもと、本サイトを利用するものとする。

2 糸島市は、本サイトで提供する登録企業から発信される情報の正確性等に対して一切の責任を負わない。

3 糸島市は、本サイト及び本サイトからのリンク先の利用により、利用者及び他の第三者が被った損害に対して、一切の責任を負わない。また利用者は、自らの責任をもって解決する。

4 糸島市は、利用者の故意又は重大な過失により、糸島市に損害を与えた場合は、利用者等に損害賠償を請求することができる。

(転載等の制限)

第13条 本サイトの著作権は、糸島市に帰属する。

2 利用者は、本サイトに掲載した情報について、登録企業が自ら登録したものを他へ転載する場合を除き、市長の承諾なしに転載してはならない。

3 利用者は、本サイトとリンク設定をする場合は、市長の承諾は不要とする。

(サイト情報の提供及び停止)

第14条 本サイトに登録された情報の提供（以下「本サービス」という。）は、常時提供するものとする。

2 市長は前項の規定にかかわらず、サーバーのメンテナンス、天災その他の不慮のトラブル発生等により、利用者に通知及び承諾を得ることなく、本サービスの一部又は全部を停止することができる。

3 糸島市は、前項の規定による本サービスの停止により利用者に損害が生じても一切の責任を負わない。

(サービス内容の変更)

第15条 市長は、利用者に事前に通知することなく、本サービスの内容を変更又は長期的に中断、廃止することができる。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、利用者等に周知する。

(管理運用)

第16条 本サイトの管理運営は糸島市が行い、登録企業が公開した情報に関する問い合わせは、登録企業が丁寧に対応するものとする。

2 糸島市は、通常講ずるべきセキュリティ対策で防止できない被害が生じた場合は、一切の責任を負わない。

(規約の改正)

第17条 市長は、利用者の承諾を得ることなく必要に応じて、この規約を改正することができる。

2 市長は、この規約を改正するときは、その旨を掲載することにより、利用者に周知する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規約は、平成29年3月1日から施行する。